

FATF勧告に対応する必要性

FATF(Financial Action Task Force:金融活動作業部会)

- マネー・ローンダリング、テロ資金供与対策における国際協力を推進する政府間会合。34の国・地域及び2国際機関が参加。
- 各国が遵守すべき国際標準（FATF勧告）を策定。参加国における勧告の遵守状況を監視するため相互審査を実施。

● 相互審査後のプロセスと我が国の状況

相互審査結果の公表
勧告毎の評価と指摘を公表

当該国は指摘事項を改善

改善が不十分な場合、
FATFは追加的措置を検討

H26. 6 FATFが日本に迅速な対処を促す声明を公表

(声明内容一部抜粋)

FATFは、日本が第三次相互審査報告書において指摘された多くの深刻な不備事項をこれまで改善してこなかったことを懸念。

FATFは、日本が、必要な法案を成立させることを含め、マネロン及びテロ資金供与対策の不備に迅速に対処することを促す。

→ 我が国はFATF勧告遵守の取組について最も遅れた国の一つ

● 課題(警察庁)

顧客管理の強化

テロリストの資産凍結

仮に、これらの課題について法整備がなされない場合

- 本年10月及び来年2月のFATF会合において、日本がマネロン・テロ資金供与対策のハイリスク国として国名公表される可能性が高い

国名公表国の一例

(2014年6月、グレーリスト)

イラク、スーダン、ジンバブエ、キューバなど

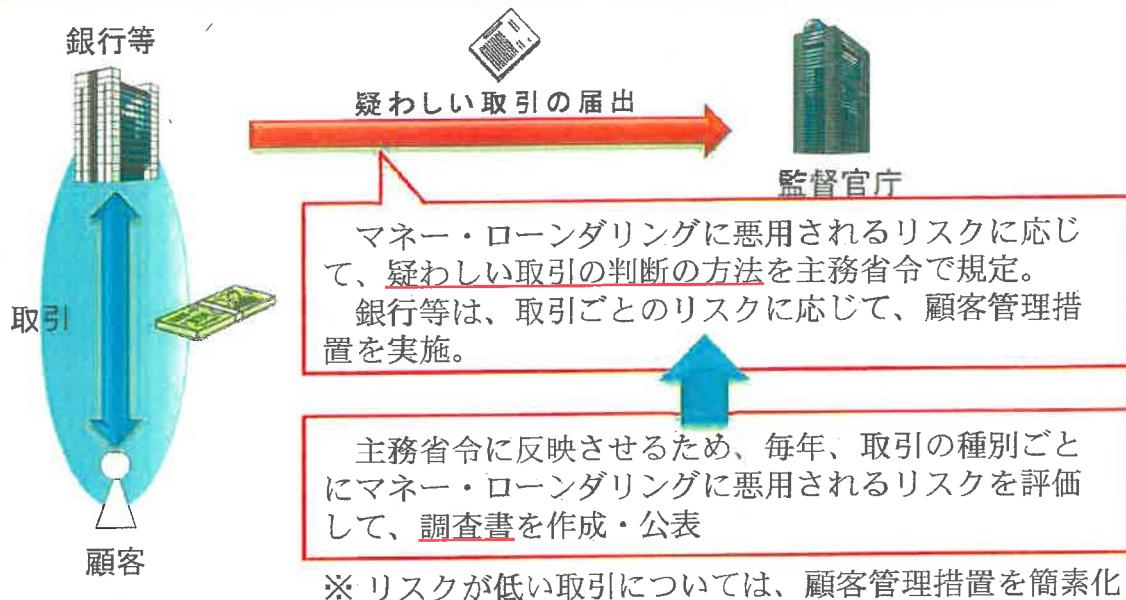
→ 我が国の金融機関の海外取引に支障が生じる可能性

- 国際的な連携が求められるマネロン・テロ資金供与対策において、制度を国際標準（FATF勧告）に合わせることができない

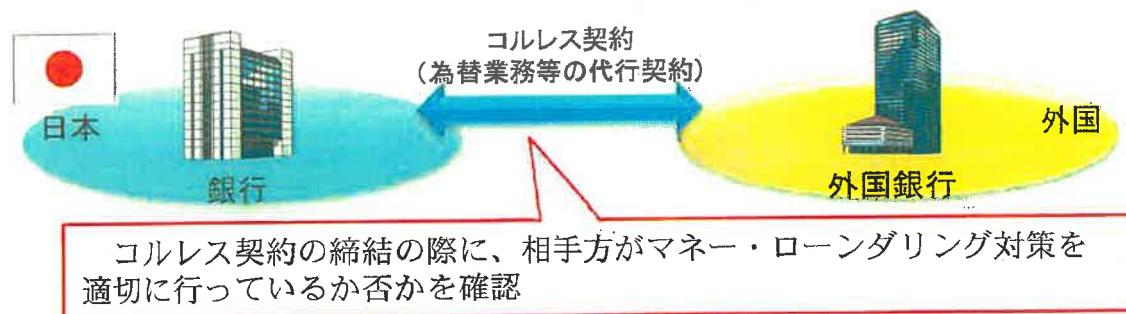
→ 我が国がマネロン・テロ資金供与対策の抜け穴になる可能性

犯罪収益移転防止法改正案の概要

1 疑わしい取引の判断方法の明確化



2 コルレス契約締結時の厳格な確認



3 事業者が行う体制整備等の努力義務の拡充



国際テロリストの財産凍結法案の概要

1 FATF勧告の概要

安保理決議に従い、**国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること**

我が国に対する評価

◆ 対外取引 → 外為法 ○
◆ 国内取引 → 規制なし×

2 安保理決議の内容

以下の国際テロリストの財産を遅滞なく凍結する等の措置を講ずること

第1267号決議及び後継決議	第1373号決議
安保理制裁委員会が指定 ●アル・カーディダ関係者 ●タリバーン関係者	決議に基づき各国が指定 ●センデロ・ルミノソ ●コロンビア革命軍 等

3 法律案の概要

